様式第２号（第２条関係）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	管財課
委託業務名	南大萱財産区財産管理業務委託
委託業務場所	南大萱財産区
概要	①堤体破壊、安全施設（フェンス等）の破損、池の出水、ゴミの不法投棄、不法占用対策に係る巡回監視用務。 ②雑木除去などの美化清掃用務。 ③財産区管理委員との連絡・調整用務。
契約期間	令和７年　４月　１日から　　令和８年　３月３１日まで
契約年月日	令和８年　４月　１日
契約金額	１，１００，０００円
契約の相手方	〔所在地〕大津市大萱二丁目１８番３１号 〔名　称〕瀬田南大萱町地域活性化推進会　会長　松田　嘉一郎
契約相手方の選定理由	財産区財産については、主に「ため池」「山林」「原野」「墓地」を所有・管理しており、「巡回監視業務」と併せて「枝払い」や「ゴミ撤去」等良好な管理に努めているところである。管理業務については、財産区財産に精通していることはもちろんのこと、財産区管理委員との連携や情報共有を要することから連絡を密にする必要があり、地元地域活性化推進会に選定している。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意）　１　契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

２　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。